

松 左 第 1 3 号
令和5年12月21日

埼玉県陸上競技協会普及委員会 御中
埼玉県内小学生陸上クラブ指導者 各位

松原左岸アスリートクラブ

10/15（日）クラブ交流大会及び12/2（土）クラブ駅伝大会に当クラブ所属選手が他クラブから出場していた件について（説明）

平素は松原左岸 AC への活動へのご理解とご協力、誠に有難うございます。

令和5年10月15日（日）に開催された「彩の国小学生クラブ交流陸上大会」（以下「クラブ交流大会」という。）及び令和5年12月2日（土）に開催された「第18回彩の国小学生陸上クラブ駅伝競走大会」（以下「クラブ駅伝大会」という。）において、当クラブ所属選手が、他クラブから出場しているとの指摘を複数いただいております。

本件については、埼玉県陸上競技協会普及委員会からの指摘もございます。

経緯の説明や報告が遅れてしまったことを深くお詫び申し上げます。

また、本件を機に、当クラブが多くの皆様にご不信感をもたれる結果となってしまったことについて、切実に受け止め、深く反省し、今後は繰り返すことのないようにさせていただきます。

次のとおり、報告を差し上げます。

1. 報告が遅れた理由につきまして

埼玉県U12強化指定選手を選出する大会や「クラブ駅伝大会」が、令和5年12月2日まで開催されていまして。当該選手は当クラブからの出場ではありませんでしたが、本人の出場やパフォーマンスに影響したりすることがないように、シーズン終了まで報告を自粛させていただきました。

2. ご指摘内容

松原左岸 AC 所属の選手が、「クラブ交流大会」及び「クラブ駅伝大会」に他クラブからエントリーされている。間違いではないのか？間違いでなければ、そのようなことをしてもよいのか？

3. 「クラブ交流大会」及び「クラブ駅伝大会」の参加条件

- ・ 埼玉県陸上競技協会に団体登録されたクラブチームに所属している小学生しか出場することができません。
- ・ 指摘いただいた選手は、令和5年度当初に「松原左岸 AC」の所属選手として、埼玉県陸上競技協会に登録しています。
- ・ 該当選手は令和5年9月11日付けで「松原左岸 AC」を退会しました。ただし、埼玉県陸上競技協会の登録は、年度ごとの登録制となっているため、令和5年度いっぱい（令和6年3月31日まで）は、当クラブ（松原左岸 AC）所属となっております。
- ・ 上記登録状況、及び埼玉県陸上競技協会の規定（下記参照）から、当該選手の「クラブ交流大会」と「クラブ駅伝大会」への参加は、松原左岸 AC 以外からの参加は不可と認識しておりました。

4. 規定

埼玉県陸上競技協会細則第14条において、以下のとおり、規定されています。

（所属先変更）

第14条 会員が加入団体の所属を変更した場合は、新加入団体に変更後6ヶ月以上経過しなければ競技会に出場することができない。但し、転勤、出向などの理由で、新旧加入団体がその所属の変更をやむ得ないものと認めた場合はこの限りではない。

→ 社会通念上「やむを得ないもの」とは「規律違反や自己都合でない転勤や転職、転校」などが想定されます。そのため、年度途中の所属先の変更は原則出来ないというのが、指導者達の統一の見解かと感じています

ただし、小学生については、普及的な要素も考慮し、マナーを守りながら、新旧加入団体の代表者が話し合うことで、出来る限り「やむを得ないもの」として認めてあげる柔軟な運用により、所属先を変更できるようにしてあげるのが良いと個人的には考えています。

5. 経緯

9月11日（月）

当該選手が退会しました。

10月10日（火）

クラブ交流大会のスタートリストが発表され、当該選手が松原左岸 AC 外から出場することが公になりました。

10月13日（金）

埼玉県陸上競技協会から当クラブに対し、当該選手の二重登録及び10/15クラブ交流大会の出場は新所属先の監督と合意済みであるかの確認が入りました。

当クラブは、当該選手の二重登録及び10/15クラブ交流大会の出場に関して、保護者様・新所属先の監督から事前に説明や相談を受けておらず、スタートリストの発表によって当該選手の松原左岸AC外からの出場を認識した旨を回答しました。

10月15日（日）

第41回彩の国小学生クラブ交流陸上大会が開催されました。当該選手は新所属先から出場をしておりました。

12月2日（土）

第18回彩の国小学生陸上クラブ駅伝競走大会が開催されました。当該選手は新所属先から出場をしておりました。

6. 当クラブ見解

本件に関して、当クラブが規定外の行為と認識しながら当該選手の松原左岸AC外からの出場を認めた事実は一切ございません。

日清カップ、クラブ交流大会、クラブ駅伝大会などは、埼玉県で陸上を頑張っている子ども達が目標としている大きな大会ではありますが、どのクラブもルールの範囲内で必死に頑張っています。

そのため、本件について、黙認することも考えましたが、以下の理由から報告をさせていただきました。

- ① 多くのお問い合わせを頂いたこと
- ② ルールを守るように指導しながら真剣に勝負をしている子ども達に対して、指導者として示しが見つからないこと
- ③ 「昨年度松原左岸ACの子がやっていたから・・・」と悪しき先例にされて、真似をする選手や保護者、指導者が今後現れてほしくないこと。

なお、当クラブにおいて、今年度途中で他クラブから松原左岸ACへ移籍してきた選手がいましたが、埼玉県陸上競技協会普及委員会に事前確認の上、規定に従い、「クラブ交流大会」及び「クラブ駅伝大会」のエントリーは行いませんでした。

7. 当クラブの今後の対応

当クラブは、クラブ方針に掲げているとおり、陸上技術だけではなく、ルールを守ることや周囲へ感謝する気持ちといった人間的な成長も願って、陸上競技を指導して

います。

そのため、子ども達の模範として、どんな場面でもルールを守り、誠実かつ公平な対応を心掛け、陸上を通して子どもたちの健全な育成を図っていきたいと思っています。

埼玉県陸上界の更なる発展をお祈り申し上げます。

松原左岸アスリートクラブ